

令和 7 年度 危機管理マニュアル

(地震・津波への対策等・消防計画)



沖縄県立 宜野座高等学校

〒904-1302

沖縄県宜野座村字宜野座1

Tel 098-968-8311

Fax 098-968-4079

目 次

1. 意 義	1
2. 本校の立地・状況	1
3. 安全管理体制の確立	1
4. 緊急時の対応	1
5. 事件・事故発生時の対応チャート	2
6. 事項別安全管理について	3
7. 学校における災害発生時対応マニュアル	5
8. 校内緊急処置体制	9
9. 在校時における緊急対応マニュアル	12
(1) 在校中における地震・津波への対応	12
(2) 校外活動中における地震・津波への対応	15
(3) 登下校中における地震・津波への対応	17
10. 避難経路図	19
11. 熱中症予防対策	20
12. 新たな危機への対応	24
13. 沖縄県立宜野座高等学校消防計画	27
14. 防災計画	31
15. 事件・事故など緊急事態発生時の対処、緊急及び緊急連絡体制	33

1. 意 義

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、発生した津波は、多くの人命を奪い、甚大な被害が生じさせた。今回、本校において被害はなかったが、予測できない災害等について、日頃の備えや心構えが必要である。よって、災害時における生徒や教職員の安全確保に万全を期すると共に、避難経路等の安全点検、危険物管理の徹底など一層の危機管理意識の向上、安全管理の充実の為、これまでのマニュアルを見直し、再策定する。

2. 本校の立地・状況

本校の所在する宜野座村では緊急災害時の避難場所として15ヶ所を設けている。その15ヶ所の避難所は6ヶ所の「広域避難場所」と9ヶ所の「一時避難場所」に分かれており本校グラウンドは「広域避難場所」の5番目に指定されている。これは本校グラウンドが標高（海拔）の高い場所に立地しているためである。また、体育館はグラウンドよりも高い場所にあり、普段生徒が学ぶ普通教室棟や管理棟は最も高い標高（海拔）38mに立地している。すると本校における津波災害等緊急時対応としては、生徒を校外へ避難させるよりも校内に留めての安全確保、保護者への連絡体制確立と同時に、避難してくる住民の誘導・受け入れ体制も今後は重要になる。

3. 安全管理体制の確立

1 安全管理の目的および手順

（1）安全管理の目的

- ①生徒と職員の生命を守る。
- ②生徒と職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を保持する。
- ③学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を保持する。

（2）安全管理の手順

- ①危機を予知・予測する。
- ②事件・事故の未然防止に向けた取組を行う。
- ③発生した事件・事故へ対応する。
- ④事件・事故後の措置を行う。

4. 緊急時の対応

事件・事故等の緊急の事態が発生した場合、以下の対応が大切である。

ア. 冷静な判断と対応

マニュアルに示された手順を確認し、優先順位を意識した行動をとること。

イ. 校長・教頭のリーダーシップの発揮

事件・事故等の緊急事態が発生した場合、校長・教頭は状況を的確に把握し、適切な判断を行い、緊急対応を行うことを全職員に明確に伝える。

また、的確な対応を行うための対策本部を設置し、情報の収集・整理、対応方針の決定を行う。

ウ. 正確な情報収集と共有

事件・事故発生時に周囲にいた生徒や職員から正確な情報を迅速に集め、対策本部にて整理し、全職員で情報の共有化を図る。

エ. 組織的な対応と連携

対策本部での決定事項を全職員に伝え、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。必要に応じて保護

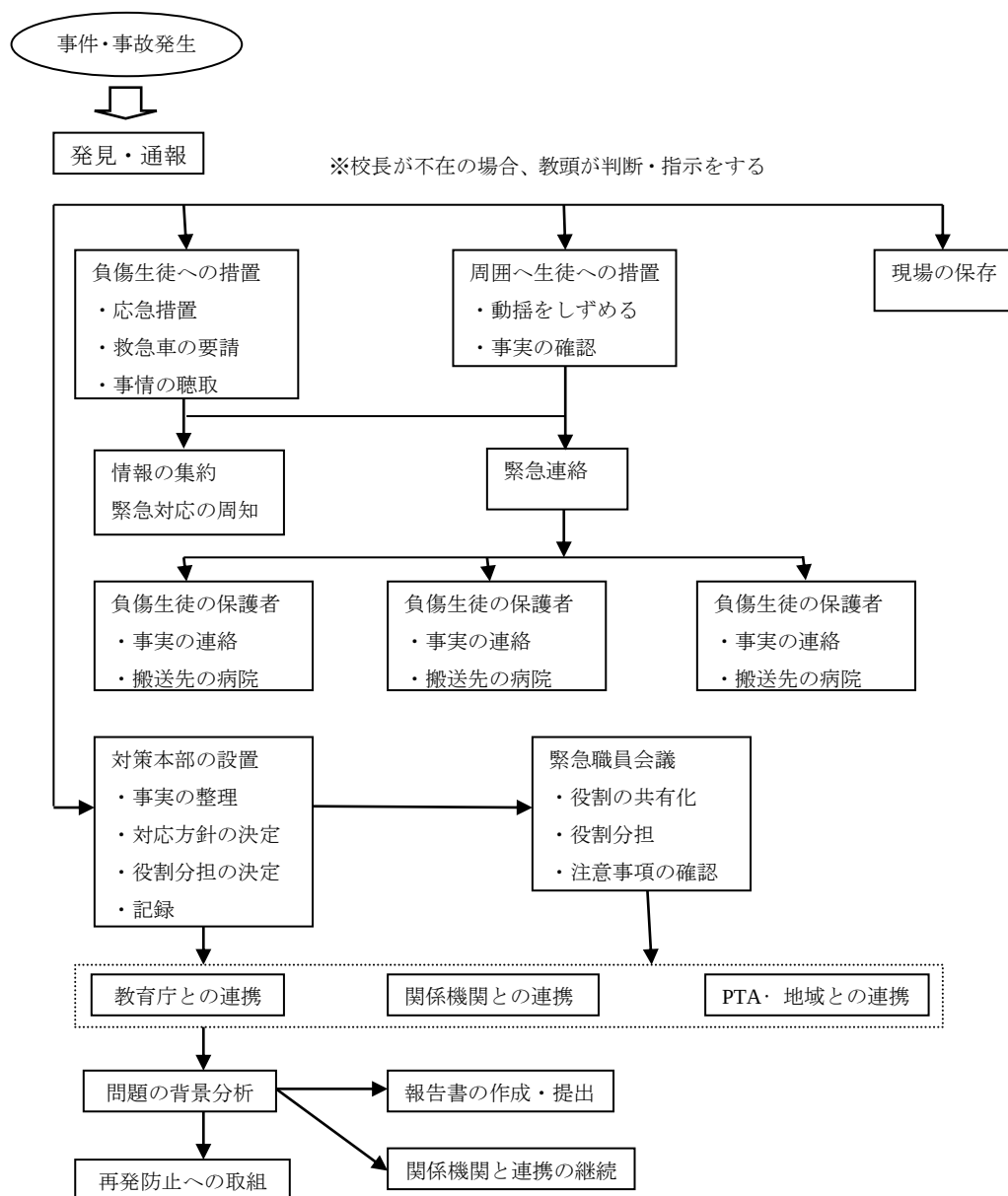
者や地域と連携を図る。教育庁や警察等に連絡し今後の対応への助言や指示を受ける。

オ. 報道機関への対応

教育庁の助言・指示を受けながら対応する。取材の要請があった場合は、校長や教頭が対応する（窓口を一つにする）。

- a. 情報の公開に努めること
事件・事故等について事実を公開する姿勢で対応する。その際、個人情報や人権等に最大限に配慮し、プライバシーの保護などの理由で公開出来ない場合は、その旨を説明して理解を求める。
- b. 誠意ある対応に努めること
学校の対応状況や今後の方針について、広く保護者や地域に説明する。
学校と報道機関との関係が協力的なものとなるように努める。
- c. 公平な対応に努めること
いずれの報道機関に対しても公平に情報を提供する。

5. 事件・事故発生時の対応チャート



6. 事項別安全管理について

1 学校生活中の安全管理

(1) 実習・実験等授業中の事故

ア. 事故の予防

- a. 施設・設備の点検を定期的に行う（機器等の点検と補修、薬品等の適正な管理保管）。
- b. 無理のない指導計画を立て、安全に関わる指導内容を計画の中に位置付ける。
- c. 実習・実験前の注意事項の周知徹底。

イ. 発生した事故への対応

- a. 総ての実習・実験を安全に留意しながら中止を指示する。
- b. 生徒の負傷の有無、機具や施設の被害の程度を確認する。
- c. ガス漏れや火災等の二次災害が予測される場合は避難を指示する。
- d. 近くにいる職員や養護教諭に応援を依頼する。
- e. 管理者に連絡する。
- f. 負傷した生徒の応急措置を行うとともに、負傷の程度により救急車を要請する。
- g. 保護者に連絡し、生徒の様態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(2) 部活動中の事故

ア. 事故の予防

- a. 施設・設備の定期的な点検を行う（機器の点検と補修）。
- b. 無理のない指導計画を立て、部活動を行う前に注意事項を守ることの指導を徹底する。
- c. 部員の健康状態を常に把握する。
- d. 指導者がやむを得ず活動の場に不在の場合、活動を中止するか、部員だけでも安全に活動できる練習内容を明確に指示する。
- e. 活動場所の整備や安全確保のための約束事を決め、安全に対する意識を高める。

イ. 発生した事故への対応

- a. 連絡を受けた職員は、負傷の程度を確認し可能な応急措置を施す。
- b. 他の職員が救急車の出動を要請し、到着するまでは他の部員から事故の状況に関する情報を収集する。
- c. 管理職に連絡する。
- d. 保護者に連絡し、生徒の様態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(3) 登下校時の事故

ア. 事故の予防。

- a. 日常的に交通安全教育の充実に努める。
- b. 学校周辺の通学路の点検を行い、危険個所があれば道路管理者等へ連絡し改善をお願いする。
- c. 危険個所を把握し、生徒への周知徹底を行う。

イ. 発生した事故への対応

- a. 事故発生連絡を受けた職員は、消防署や警察への通報の確認を行い、未通報の場合は通報する。
- b. 管理職に連絡する。
- c. 現地へ到着した職員は、救急車が未到着の場合は応急措置を行う。
- d. 現地の職員は、被害生徒の氏名、負傷の状況、救急車で搬送先を確認する。
- e. 現場に残った職員は、警察の現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。
- f. 学校で待機している職員は、現場からの報告に基づいて保護者へ連絡し、事故の発生、負傷の状況、搬送先を伝える。

(4) 金品の紛失・盗難

ア. 紛失・盗難の予防

- a. 日頃から授業等を通して金銭感覚を醸成する指導を行う。
- b. 学級、全体指導を通して、貴重品や必要以上の金額を持たないように注意を喚起する。

- c. 学級、全体指導を通して、道徳性を高める。

イ. 紛失・盗難が発生した場合の対応

- a. 被害生徒からの事実の確認を行う（盗まれた物、気づいた時の状況など）。
- b. 警察届け出を原則とし、被害状況から判断し、届け出の場合には現場の保存に努める（被害届の提出については、生徒と保護者の意向を尊重する）。
- c. 被害の程度により、学級や全体指導を行う（事実を説明し、生徒間に不信感が生じないように配慮する）。
- d. 盗難行為実行者と思われる生徒への事情聴取は、人権やプライバシーの保護に配慮しながら慎重に行う。
- e. 盗難実行者が特定できた場合は、行為の重大さを認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
- f. 被害生徒の保護者に事実と指導の状況を説明し、学校の指導への協力を依頼する。加害生徒の保護者に対して事実を伝え、謝罪等今後の対応について協議し、盗難行為の背景を共に考える。

2 学校管理面での安全管理

(1) 台風来襲時の対応

ア. 日頃の災害予防・減災対策

- a. 教科の学習等で台風に対する意識を高め、台風時の的確な行動についての指導を行う。
- b. 日頃から学校周辺の通学路の安全点検を行う。
- c. 校内施設・設備の安全点検を定期的に行い必要な対策を行う。

イ. 接近中の対策

- a. 管理者を中心とした防災・減災対策に係る会議の開催（生徒の事前指導、校内の安全対策について）。
- b. 休校の措置について校長が決定する。
- c. 生徒に対し、暴風警報発令時の臨時休校や警報解除後の出校、安全の確保について十分に事前指導を行った上で下校させる。
- d. 管理者の指示のもと、環境整備部等を中心に強風、大雨等への対策を行う。

ウ. 警報解除後の対応

- a. 管理者の指示のもと、環境整備部等を中心に被害状況の調査と授業再開に向けた復旧作業を行う。
- b. 授業再開後、強風と雨がおさまったら、状況に応じて清掃を行う。

《台風時の対応について(参考資料)》

1 臨時休校について

- (1) 本島中北部地域に暴風警報が継続して発令中→臨時休校
- (2) 正午（12：00）以後、暴風警報解除とバス運休解除→引き続き臨時休校
- (3) 暴風警報が発令されているかどうかの情報は、テレビやラジオの放送、インターネット等で確認
- (4) 登校後、本島の中北部地域に暴風警報発令(可能性判断)→授業を中断して下校

2 解除後の対応（登校の時間）について

- (1) 本島の中北部地域の暴風警報が前日午後11時までに解除
→通常の授業（早朝講座＋6校時）
- (2) 中北部地域の暴風警報が前日午後11時～当日午前7時に解除＋バス運行
→早朝講座なし＋平常授業
- (3) 中北部地域の暴風警報が当日午前7時～午前8時の間に解除＋バス運行
→授業（10時までに登校、2校時より開始）

- (4) 中北部地域の暴風警報が当日午前8時～午前9時の間に解除＋バス運行
→授業（11時までに登校、3校時より開始）
- (5) 中北部地域の暴風警報が当日午前9時～午前10時の間に解除＋バス運行
→授業（12時までに登校、4校時より開始）
- (6) 中北部地域の暴風警報が当日午前10時～午後12時の間に解除＋バス運行
→授業（13：50までに登校、5校時より開始）

※『警報の解除＋バスの運行開始』が登校の条件となります。

例えば、正午前に警報解除になっても、バスの運休が正午（12：00）以降も続く場合は、引き続き休校となります。

※宜野座・金武・久辺地区以外の登校（出欠）については距離および経路上の安全等を配慮し判断します。

7. 学校における災害発生時対応事項

災害に備え、また災害発生により想定される対応事項等については、日頃から整理しておく。

(1) 災害発生時の各区分ごとの対応事項

区 分	対 応 事 項 等 の 例
災害発生前 (日頃の備え)	・学校防災体制の充実(災害時の業務内容等の確認、施設・設備等の安全点検避難経路の安全確保、関係機関や地域との連携) ・防災・減災教育の充実(教職員への研修等) ・避難訓練等
災 害 発 生	
発災から 3日目 まで	・学校災害対策本部の立ち上げ、教職員の参集(休業時)等 ・生徒の安否確認、負傷・健康状態等の掌握、心のケア ・教職員の安否、負傷状況、各種情報収集、応急対応等 ・生徒の安否情報等の保護者への連絡方法
	・学校施設の被害状況把握、安全性確認、危険施設への立ち入り禁止 ・避難所として開設準備、運営に伴う宜野座村との連携、連絡・調整 ・避難所として施設が利用できない場合の対応等
3日～1週間	・災害対策を継続的に行うための職員、教職員の健康管理等 ・外部応援要員、教職員等の派遣要請 ・避難所運営を宜野座村へ移行
1週間～1ヶ月	・授業再開に伴う教室確保(または他の施設・学校での教室確保) ・授業再開の教科書、学用品、救援物資等の調達・受入 ・授業再開に関する県や市への支援要請等

- (備考) ・それぞれの対応時期や期間は、被災の状況により異なります。
 ・市町村災害対策本部や教育委員会等と常時連絡、連携をとることが必要です。
 (被害状況報告、避難場所開設、支援要請等)
 ・保護者との対応や生徒の心のケアなど、継続的な対応に留意する。

(2) 地震災害時の対応

ア. 平常時の災害予防対策

- ①本県でも地震は発生していることを生徒に周知させる。
- ②マニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。
- ③避難訓練を実施し地震発生時に冷静に行動できるようにするとともに、危険箇所を把握し改善する。
- ④可燃物や混触発火の恐れのある薬品等が、転倒や落下しないように防止策を講じる。

イ. 発生時の対応

- ①授業中の場合、担当職員は揺れを感じたら、生徒に窓際から離れて机の下にもぐるように指示する。
- ②特別教室等で火気を使用している場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉める。
- ③揺れが収まったら、救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速に情報収集を行う。
- ④授業担当職員は、生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難経路の安全性等を確認する。
- ⑤授業担当以外の職員は、分担して各教室に急行し、授業担当職員から生徒の状況について確認する。指示された避難場所、避難経路の安全性を確認し、管理者に報告する。
- ⑥授業担当以外の職員は、養護教諭と連携して状況に応じて生徒・職員に応急措置を行う。
- ⑦揺れが収まり、避難場所、避難経路の安全性が確認できたとき、校内放送や職員を通して避難の指示を行う。
- ⑧生徒や職員の負傷の程度によっては救急車の出動を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織して対応する。

(3) 津波災害時の対応

ア. 平常時の災害予防対策

- ①津波の危険性（地震が近くで発生していなくても襲来する恐れがある等）を生徒に周知させる。
- ②マニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。
- ③避難訓練を実施し津波発生時に冷静に行動できるようにするとともに、危険箇所を把握し改善する。
- ④標高の高い避難場所を日頃から認識させる手立てを講じる。

イ. 発生時の対応

- ①授業中に大津波警報が発令され、津波の到達が直近の場合、クラスごとに、迅速に指示された避難場所へ移動するよう、校内放送や職員を通して、生徒及び職員に指示する。
- ②授業中に大津波警報が発令され、津波の到達に時間を要する場合、迅速に体育館前へ集合するよう、校内放送や職員を通して、生徒及び職員に指示し、人数確認後、規模に応じて避難場所を検討する。
- ③授業担当以外の職員は、避難場所に急行し、授業担当職員から生徒の状況について確認し、管理者に報告する。
- ④救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速に情報収集を行う。

《大津波警報・津波警報・津波注意報》

	発表基準	予想される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震(MB級)
大津波警報	10m<予想高さ(予想高さ10m以上)	10m超	巨大
	5m<予想高さ≤10m(予想高さ5mより大きい(5mは含まない)10m未満)	10m	
	3m<予想高さ≤5m(予想高さ3mより大きい(3mは含まない)5m未満)	5m	
津波警報	1m<予想高さ≤3m(予想高さ1mより大きい(1mは含まない)3m未満)	3m	高い
津波注意報	0.2m≤予想高さ≤1m(予想高さ0.2m以上1m以下)	1m	(標記しない)

ウ. 平常時における地震・津波対応チェック項目

- ☐災害時の避難場所や避難経路等を、生徒や教職員で普段から確認しているか。
- ☐停電等による影響を想定し、ハンドマイク等をすぐに使えるように準備しているか。
- ☐野外活動を実施する場合、事前に実地調査を行い、避難場所や避難経路を確認しているか。
- ☐防災情報・防災対策等について、地域の消防署や防災担当部局との連携を普段から深めているか。
- ☐避難が必要な場合、学校の重要書類はすぐに持ち出せるようになっているか。
- ☐生徒や教職員への非常時の伝達方法(緊急連絡網やメールによる一斉送信の作成など)及び、その広報内容(連絡文)について準備しているか。

- 保護者に対して、生徒の引き渡し方法などについて普段から周知徹底しているか。また、道路や通信手段が遮断されるなど、生徒による下校や引き渡しが困難になった場合の対応について、地元の防災担当者や自主防災組織などと話し合いを行っているか。
- 非常時に情報を得るテレビやラジオ等を備えているか。
- 避難経路上(廊下、階段、非常口等)に避難の際に妨げとなる障害物を置いてないか。
- 災害時の広域避難場所(グラウンド)、収容避難所(体育館)、津波災害時避難場所(グラウンド)となっているが、非常時の住民の受け入れ方法などについて、宜野座村や地域の代表と協議され、教職員に周知されているか。

(4) 火災発生時の対応

ア. 平常時の災害予防対策

- ①マニュアルに基づいた防災体制や火災報知器、放水施設、消火器等の点検を定期的に行う。
- ②防火訓練を行う（初期消火訓練、避難訓練）。
- ③可燃物や混触発火の恐れのある薬品等の保管場所に施錠する。
- ④火災発生時に持ち出す書類を確認しておく。

イ. 発生時の対応

- ①火災発見者は、近くの職員に知らせるか非常ベルで火災発生を通報する。
- ②職員は、消火器を持って現場に急行し、初期消火を行う。119番通報し出動要請を行う。
- ③初期消火で消火出来なかった場合、校内放送により、生徒へ火災の発生を伝え、避難経路と避難場所を指示し、避難させる。
- ④避難場所では、生徒の点呼、確認、報告をする。
- ⑤負傷者がいる場合、養護教諭を中心に処置を行い、負傷した生徒の氏名、負傷の状況、救急車で搬送先を確認する。
- ⑥保護者へ連絡し、火災の発生、生徒の負傷の状況、搬送先を伝える。

(5) 不審者の侵入への対応

ア. 平常時の予防対策

- ①誘導標識を設置して、外来者を玄関へ案内する。（「校内事故防止の為来校の際は事務室までご連絡下さい」）
- ②外来者への声かけを行う。（「どちらにご用ですか」）
- ③事務室窓口に来校者受付名簿を設置する。
- ④正門、裏門周辺への看板の設置。
- ⑤門扉は、閉鎖の状態にする。
 - 正門
 - ・生徒の登下校は、原則、正門を利用する。
 - 裏門
 - ・車両の出入り時以外は常時閉める。
- ⑥登下校時および校時中は全職員で注意する。
- ⑦正門、裏門、塀等の定期的な点検と補修を行う。
- ⑧緊急時における安全確保の対策として、ケースごとにフローチャート等でマニュアルを作成する。
- ⑨警察署に学校周辺のパトロールを要請する。

イ. 生徒の指導対応

- ①登下校について。
 - 学校の行き帰りは、できるだけ複数で行動する。
 - 学校には正門から入る。
- ②不審者に対して。
 - 変な人には近づかない。
 - 明らかに変な人なら、近くにいる先生か、近くの準備室にいる先生に連絡する。
 - 襲われそうになったり、襲われたら「助けて」と大きな声で叫ぶ。
 - 急いで110番通報を行う。

ウ. 学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合の対応

- ①不審者周辺の生徒を避難させる。
- ②職員室にいる教頭へ通報する。
- ③近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。
- ④職員・生徒で可能な限りの防御を行う。
- ⑤警察110番、消防119番（負傷者が出た場合）への通報と不審者乱入の校内放送を行う。
- ⑥職員の現場への応援と現場の確認・状況の報告を行う。
- ⑦生徒を避難させ、養護教諭を中心に負傷者の応急措置を行う。
- ⑧負傷した生徒の保護者へ連絡する。

エ. 不審者侵入の連絡を受けた場合の対応

- ①職員が声かけ等により不審者かどうか確認する。
- ②不審者と判断したら、周辺の生徒を避難させる。
- ③職員室にいる教頭へ連絡する。
- ④近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。
- ⑤職員の応援と現場の確認・状況の報告を行う。
- ⑥必要に応じて、教頭が警察へ通報する。
- ⑦必要に応じて、校内放送により不審者の侵入を伝達する。
- ⑧職員は生徒の安全を確保する。
- ⑨授業中の場合、生徒を教室に留めて施錠する。
- ⑩休み時間の場合、担任は生徒を教室に入れて確認を行い施錠する。

（6）薬品の紛失・盗難への対応

ア. 紛失・盗難の予防対策

- ①担当教師は、日頃から毒物、劇物に関する理解を深めておく。
- ②薬品の出し入れ後は常に施錠し、鍵はきちんと保管し、安全な管理に努める。
- ③薬品管理台帳を作成し、定期的に薬品使用状況と数量を定期的に点検する。
- ④生徒の実験後の薬品の点検を行う。

イ. 紛失・盗難発生時の対応

- ①紛失を確認した場合は、管理者に報告し速やかに全職員に連絡する。
- ②紛失・盗難が確認された場合は、現場を保存し、警察に通報する。
- ③管理者は、紛失した農薬・薬品の種類、数量によって水道水の飲用、プール使用等の禁止を検討し、必要と判断したら使用禁止の処置を行う。
- ④生徒への薬品の危険性を説明し、所持の確認と全職員による校内の点検と薬品の搜索を行う。
- ⑤管理者は、事件の概要を本庁に報告する。
- ⑥水道水、プールへの混入が予想される場合には、保健所、消防署に届け出る。

（7）成績書類等の紛失・盗難への対応

ア. 紛失・盗難の予防対策

- ①学校諸表簿の保管や管理についての共通認識を職員全体で持つ。（指導要録等の諸表簿や生徒の個人情報に関する文書の取扱については細心の注意を払う）
- ②諸表簿は学校外に持ち出さない（日頃から、勤務時間内に業務の処理を行う）。
- ③紛失・盗難が発生した場合の対応
- ④紛失を確認した場合、管理職に報告し、必要があれば警察に紛失・盗難届けを提出する。
- ⑤紛失・盗難が確認された場合は、現場を保存し、警察に通報する。
- ⑥管理職は、当該教諭から詳細な事実関係を聴取し、県立学校教育課へ報告する。
- ⑦生徒、保護者への事情説明を行う。
- ⑧管理職は県立学校教育課の指示を受け、紛失した書類に関する適切な処理を行う。

8. 校内救急処置体制

(1) 事故発生時の処置

下記経路で連絡を密にし、速やかな処置、適切な処置にあたる。
(救急車を呼ぶか、学校で運ぶか、保護者引き取りか)

(2) 移送

①生命に危険と判断される場合

心臓発作、転落事故(頭部外傷)、内臓破裂、広範囲の火傷、その他で生命に危険があると思われるときは、すみやかに救急車を要請する。

「救急車への連絡内容」 電話番号……………119

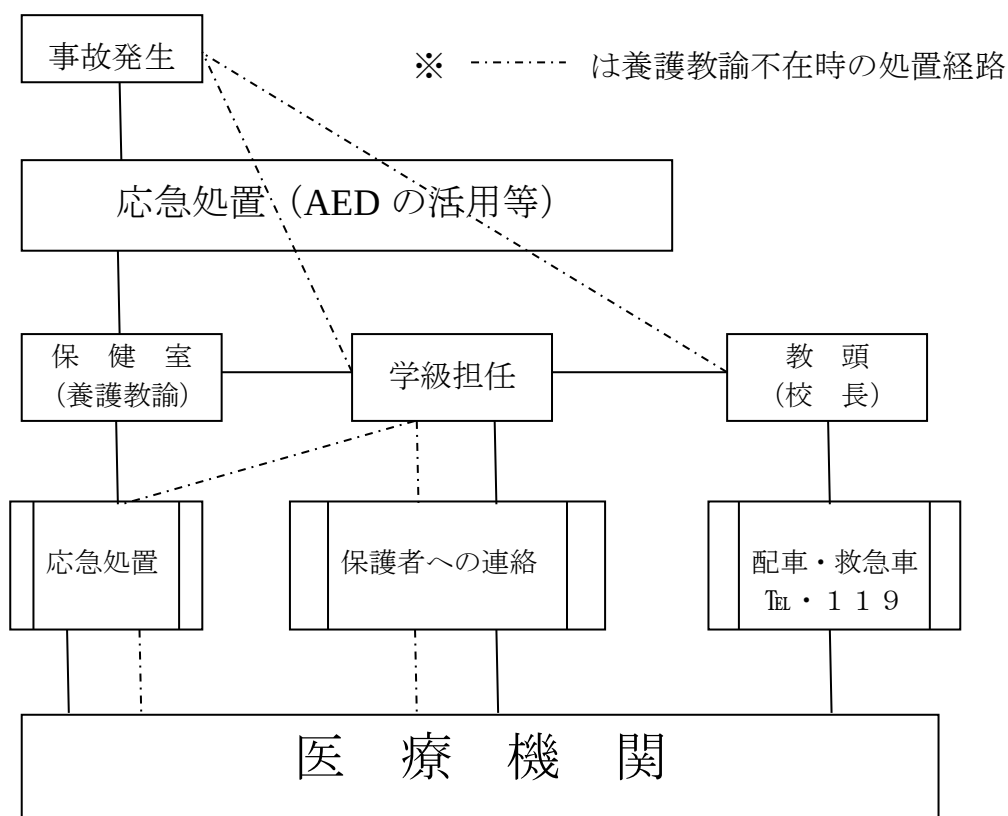
- ・患者の状態……………〔例〕転落、意識不明
- ・学校の電話番号及び連絡者氏名
- ・同行者は医療機関到着後、学校と家庭へ連絡する。(臨機応変)

②生命に危険はないが医療を必要とする場合

- ・保護者に連絡をとり学校へ来てもらうか、病院で引き継ぐか相談する。(保険証・マイナカードの持参)
- ・保護者へ連絡がとれない場合の治療費は後日支払いさせる。病院へその旨依頼する。

(3) 事後処置

- ・事後報告……担任または関係職員は、予め学校長へ傷病の状態を報告する。



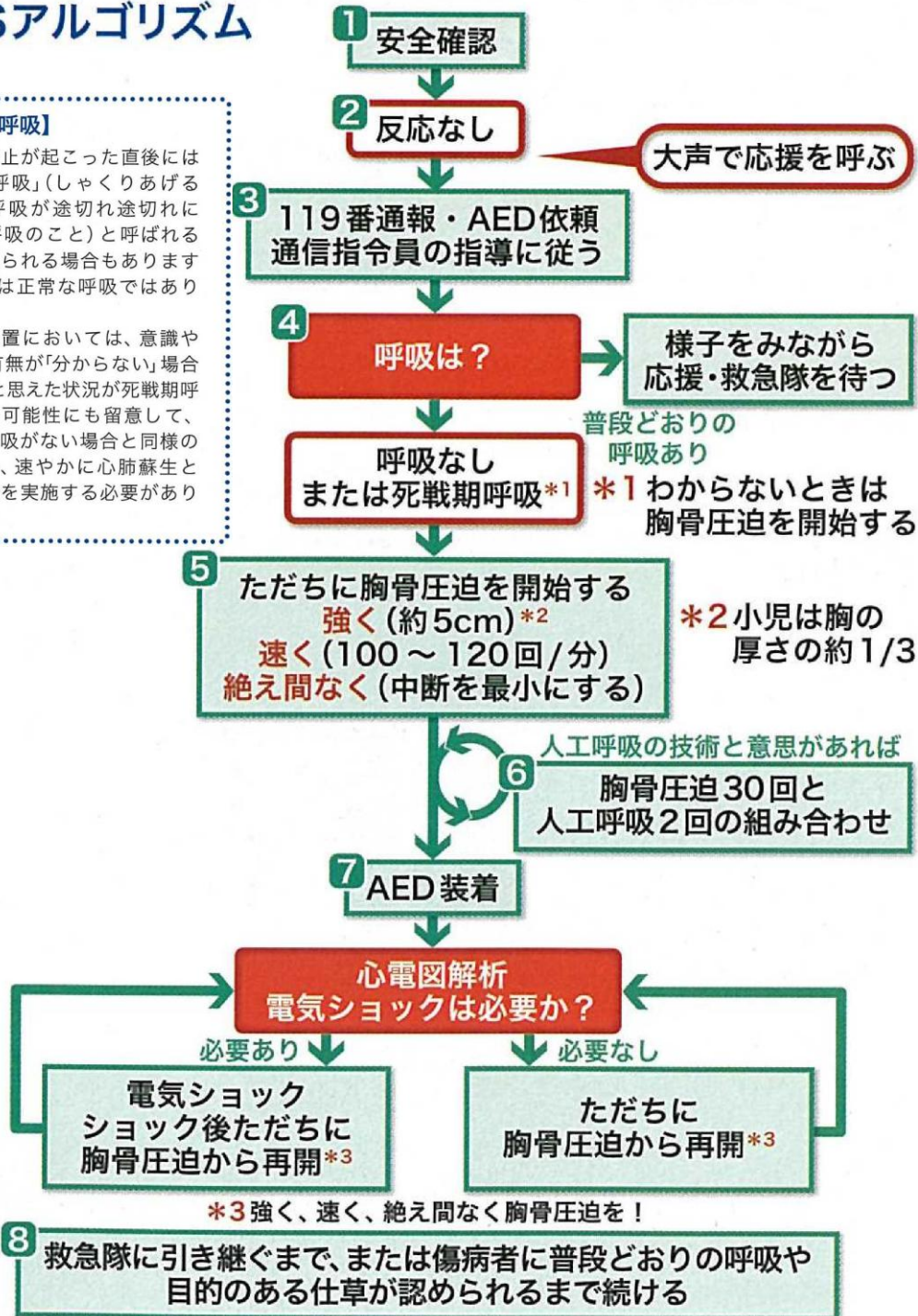
主に市民が行う一次救命処置(BLS)の手順

BLSアルゴリズム

【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もありますが、これは正常な呼吸ではありません。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要があります。



(JRC 蘇生ガイドライン2015より引用)
(転載時は上記からの引用として許諾を得てください)

救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにします。

(4) AEDの使い方

①AEDを持ってくる。

事故者の意識がないことを確認したら、近くにいる人にAEDを取りに行くよう依頼する。

本校のAED設置場所は、【事務室前の玄関】、【体育館の玄関】
【青雲寮】

②AEDが到着したら・・・電源ON！

③AEDの電源を入れる。

AEDの種類によってはふたを開けると電源が入るものがある。

あとは音声の指示に従って操作する・・・

④パッド（電極）の装着

衣服をはだけ、何もつけていない胸にパッド（電極）を貼り付ける。
貼り付ける場所は、パッドに絵が描いてあるが、心臓を挟むような位置に貼り付ける。

胸に金属・水分（汗など）があると、効果が低くなる場合があるので除去する。

⑤コネクターを挿し、パッドと機械をつなぐ。

（機械によっては、最初からつながっているものもある）

機械が心臓の波形（心電図）を読み取る。

⑥パッドと機械がつながると、自動的に解析（心電図の読み取り）が始まり、除細動が必要な心電図ならば『除細動が必要です』のメッセージが流れるとともに充電を開始する。

この時には、誤作動を防ぐため、ならびに除細動を行う際に、感電することを防ぐため、自分の周りすべての人が患者に触っていないことを確認する。

⑦『ショックが必要です』のメッセージがあれば・・・

もう一度、誰も患者に触れていないことを確認する。

「離れてください」

「わたし（機械を操作する人）」

「あなた（心肺蘇生を行っている人）」

「まわり（他の人すべて）よし！」

⑧除細動（点滅するボタンを押す）

除細動の準備が整ったら、点滅するボタンがあるので、それを押すと除細動がなされる。

除細動が完了すると「ただちに胸骨圧迫を開始してください」などのメッセージが流れるので、これに従ってただちに胸骨圧迫を開始する。

心肺蘇生を再開して2分ほど経ったら、除細動後は再度解析が始まるので、患者には触らない。

再度『ショックが必要です』のメッセージが流れたら、再度誰も触っていないことを確認してから、除細動を行う。

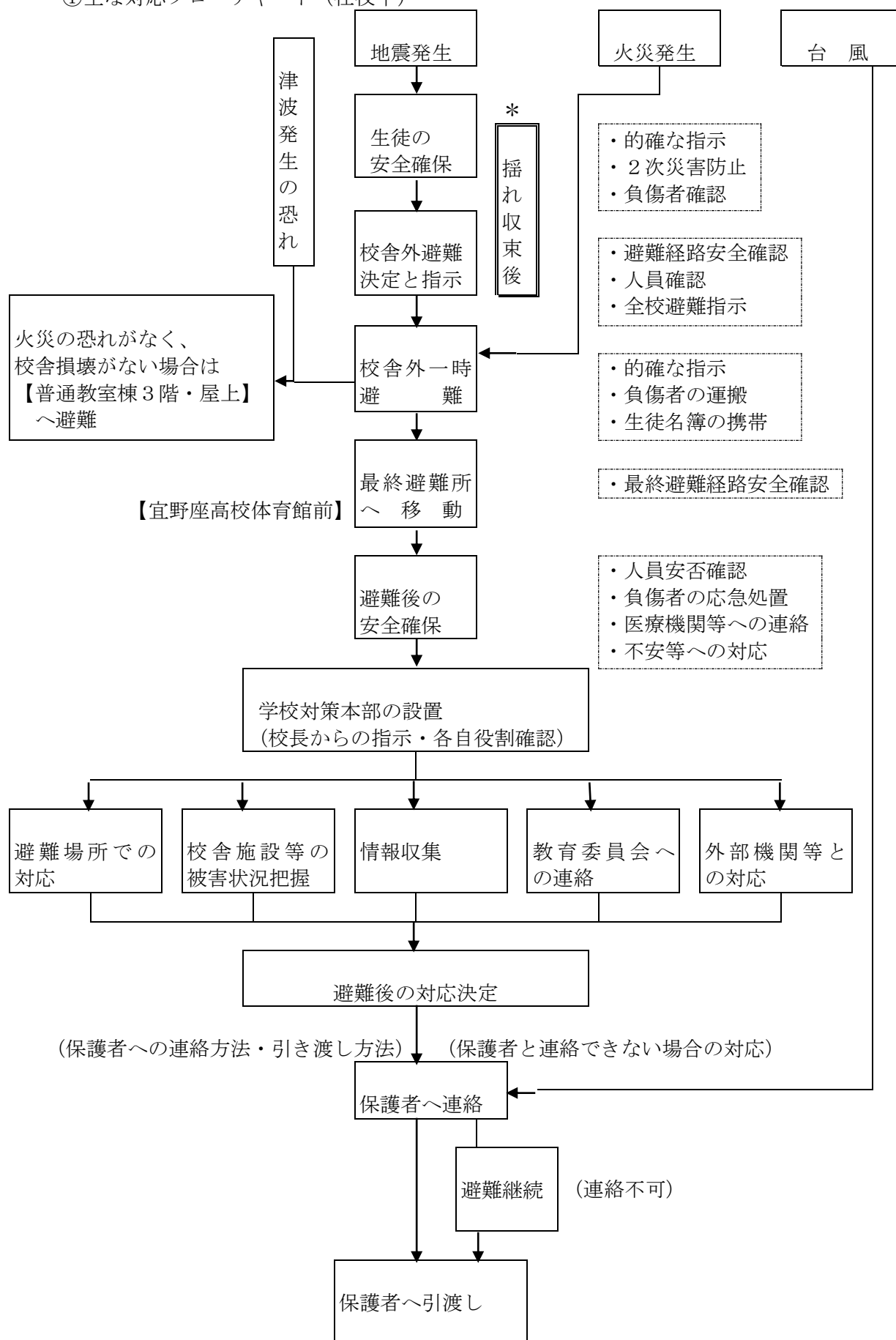
『ショックは不要です。ただちに胸骨圧迫を開始してください』とメッセージが流れたら、これに従ってただちに胸骨圧迫を開始する。



9. 状況別地震・津波緊急対応マニュアル

(1) 在校中における地震・津波への対応

① 主な対応フローチャート（在校中）



②地震発生時の対応(在校中)

授業中の対応（普通教室）		始業前、休憩時、放課後の対応
安全確保	○落下、転倒の危険のあるものや、窓ガラスなどからできるだけ離れ、机の下に潜り、机の脚をしっかりと持つよう指示する。 ○身を隠すところがない場合は、手近にあるカバン、本、座布団などで頭を覆い、しゃがんで身を守るよう指示する。 ○パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。	○近くにいる児童生徒に身を守るよう指示し、パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。
避難誘導	○校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。 また、火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。 ○ドアや窓を開け、脱出口を1箇所以上確保する。 ○児童生徒に適切な避難経路を指示した上で、先導する。（隣のクラスと連携し、先頭、最後尾に教職員が付くようにするなど工夫する。） ○頭部を覆い、上履きのまま、避難場所へ避難する。 ○火災が発生した場合、出火場所を迂回して避難する。 ○煙が発生している場合、ハンカチ等で鼻・口を覆い、姿勢を低くして避難するよう指示する。 ○負傷者の有無を確認する。 ○負傷者がいる場合、応急処置を行うとともに、歩行の介助をするなどして避難させる。	○校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。また、火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。 ○揺れが収まったら、教職員は手分けして、廊下、階段、トイレ等に児童生徒がいらないか確認する。 ○校舎内確認中に児童生徒がいれば、避難経路、集合場所を指示して避難させる。（必要に応じて先導する。）
安否確認・行方不明・負傷者対応	○避難場所に集合後、整列させて点呼をとる。（出席簿など必要なものを携行する。） ○勝手に家に帰らないよう指示する。 ○ショックを受けている児童生徒に留意し、安心させるとともに勇気づける。 ○他学年、他学級の児童生徒は、避難場所において学級担任、担当者に引き渡す。 ○学校が土砂災害等の危険地域にある場合や津波警報が発表され浸水被害の危険があるなどの場合、待機している児童生徒を安全な避難場所へ避難させる。 ○行方不明者の捜索、閉じ込められている者の救出救助をする。 ○負傷者の有無を確認する。 ○負傷者がいる場合、応急処置を行う。 ○重症者がいる場合、救急車の手配や医療機関への搬送をする。	

※近くに教職員がいなくても、上記に準じて安全確保・避難等の行動がとれるよう、日頃から生徒に指導しておく。

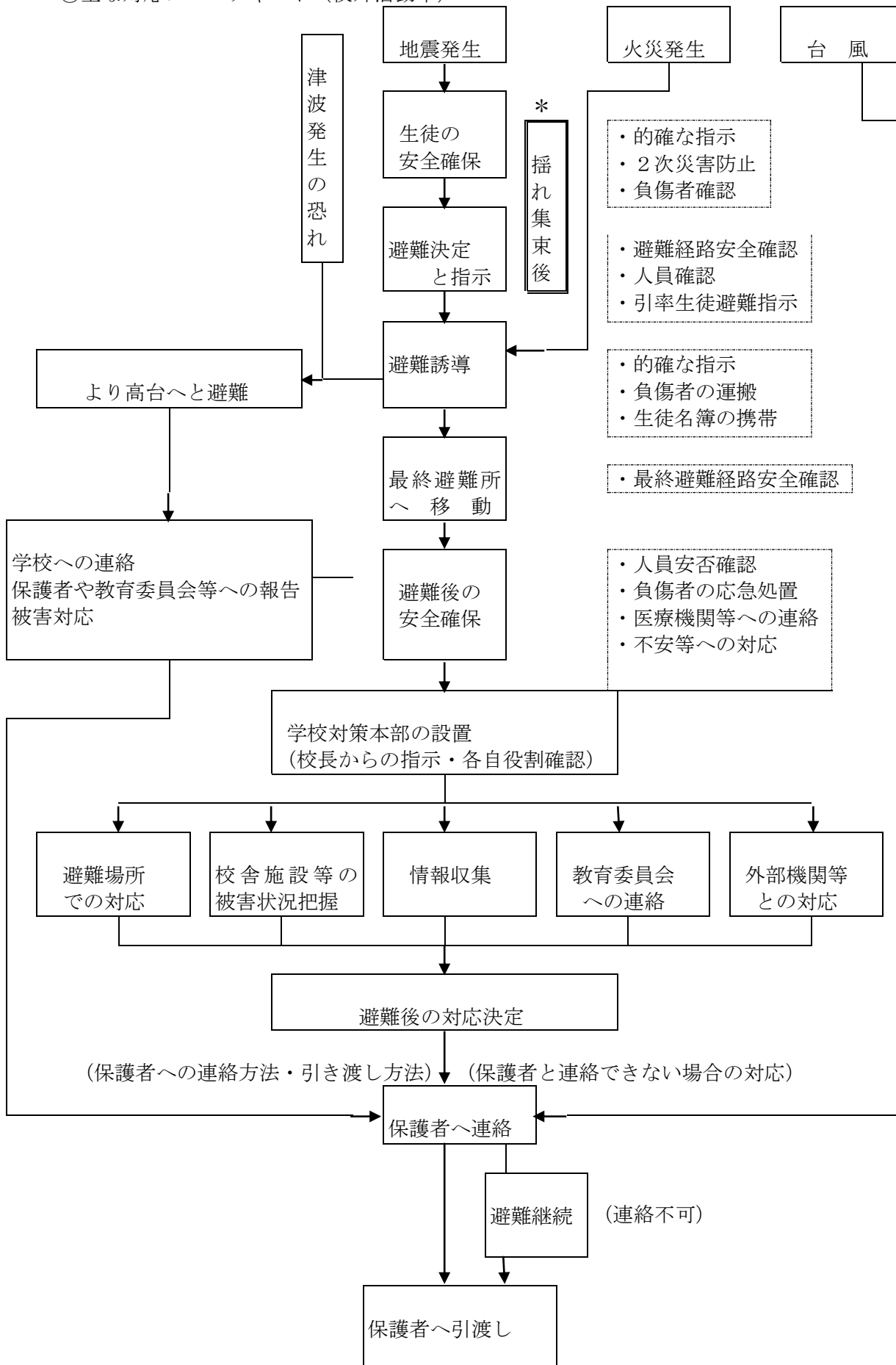
③特別教室、体育館、グラウンド等における初期対応

特別教室等については、普通教室と異なる危険が生じる場合があるため、それぞれの場所に応じた指示を出す。

場 所	対 応
理科室 家庭科室	○薬品やガラスの破片などに近づかないよう指示する。 ○熱湯などによる火傷に注意するよう指示する。 ○消火については、児童生徒の安全を第一にした指示をする。 ○揺れが収まってから火を消し、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜くよう指示する。
図書室、 音楽室	○転倒物や落下物などから離れるよう指示する。 ○近くに身を隠す場所がない場合は、持っている本などで身を守るよう指示する。
視聴覚室	○暗くしている場合は、暗幕を開けるなど明かりを取り戻す。 ○パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。
保健室	○体調不良等で休んでいる児童生徒の安全を確保する。 ○ストーブを使用している場合は、身の安全を確保した上で、火を消す。 ○薬品やガラスの破片などに近づかないよう指示する。
体育館	○体育館の中央（ガラスや落下物の危険のない位置）へ移動し、しゃがんで頭部を守るよう指示する。 ○全校集会等で多くの児童生徒が集まっている場合は、その場にしゃがんで頭部を守るよう指示する。
グラウンド	○グラウンドの中央(障害物のない位置)へ移動し、しゃがんで頭部を守るよう指示する。 ○揺れが収まったら、避難場所であるグラウンドで、クラス別に整列して待機するよう指示する。また、点呼もとっておく。
プール	○水泳時は、プールのふちに移動し、プールのふちをつかむよう指示する。 ○水から上がっている場合は、障害物のない位置でしゃがんで身を守るよう指示する。 ○揺れが収まったら、衣類を持ち、履物を履いて避難するよう指示する。

(2) 校外活動中における地震・津波への対応

①主な対応フローチャート（校外活動中）



②地震発生時の対応（校外活動中）

引率者の対応	
安全確保	○地形やその場の状況に応じて、身を守るよう指示する。
避難誘導	○最寄りの安全な場所へ避難させる。
安否確認、行方不明・負傷者対応	○安全な場所に集合後、点呼をとる。（状況により二次避難をさせる。） ○行方不明者の捜索や救出救助をする。 ○負傷者の有無の確認、応急処置、医療機関への搬送等の対応をする。 ○ショックを受けている児童生徒に留意し、安心させるとともに勇気づける。 ○重症者がいる場合、救急車の手配や医療機関への搬送をする。

③状況別の初期対応

場所	対 応
屋外	○建物の外壁、屋根瓦、看板等の落下、ブロック塀等の倒壊、ガラスの飛散、電線の垂れ下がりなど、危険から遠ざけて、身を守るよう指示する。
沿岸地域	○津波のおそれがある場合や津波警報が発表された場合、高所、高台へ避難するよう指示する。
山間地域	○土砂災害等の危険箇所から離れるよう指示する。
宿泊施設	○落下、転倒の危険のあるものや、窓ガラスなどからできるだけ離れ、机の下に潜り、机の脚をしっかりと持つよう指示する。または、布団や座布団などで身を守るよう指示する。 ○あわてて外へ飛び出さないよう指示する。 ○避難方法について指示する。 ○火災が発生した場合、出火場所を迂回して避難する。 ○煙が発生している場合はハンカチなどで鼻・口を覆い、姿勢を低くして避難するよう指示する。
移動中	○交通機関利用時は、係員の指示に従い、協力して誘導に当たる。 ○列車、バス等に乗車中は、非常コック、非常ドアを確認し、脱出口を確保する

※事前に行き先の状況や避難場所の確認をしておく。

※夜間、特に就寝中の場合は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすいため、事前に宿泊施設の避難経路を確認し、生徒に指導しておく。

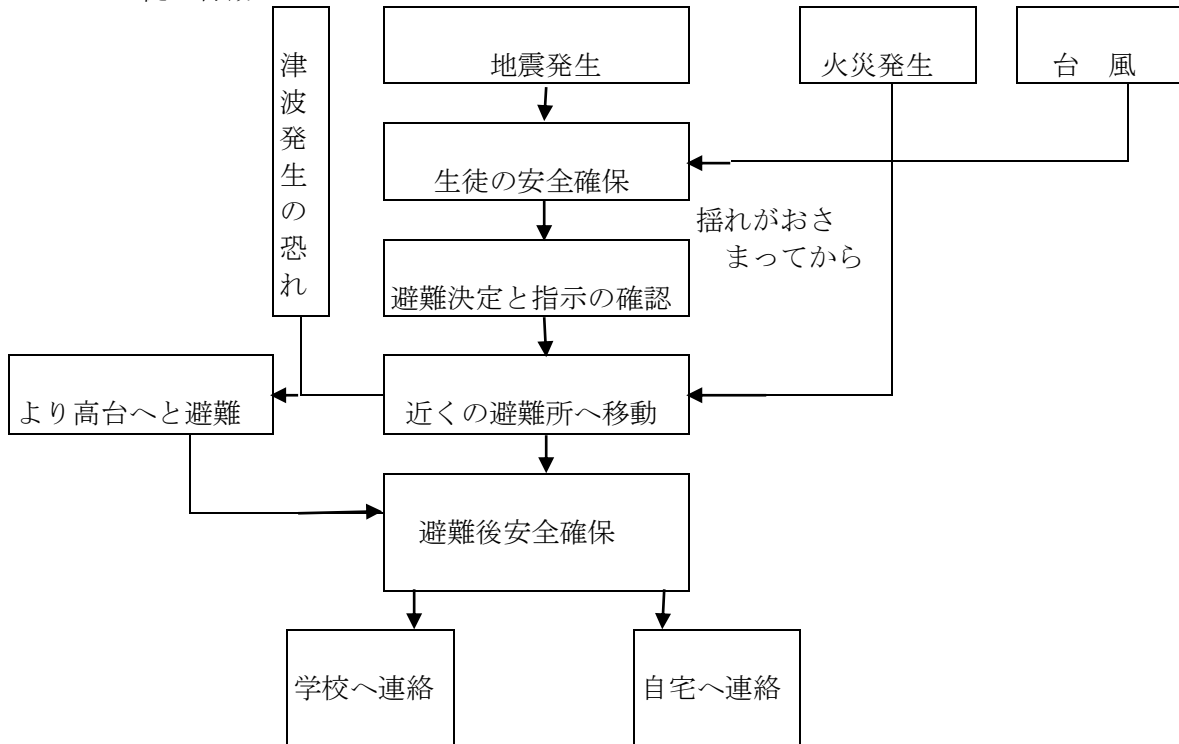
県外での活動中に、県内で大規模な地震が発生した場合の対応

	○学校または教育委員会と連絡をとり、指示を受けて対応する。 ○テレビ、ラジオ等で県内の被害や交通機関の運行状況等の情報を収集する
--	---

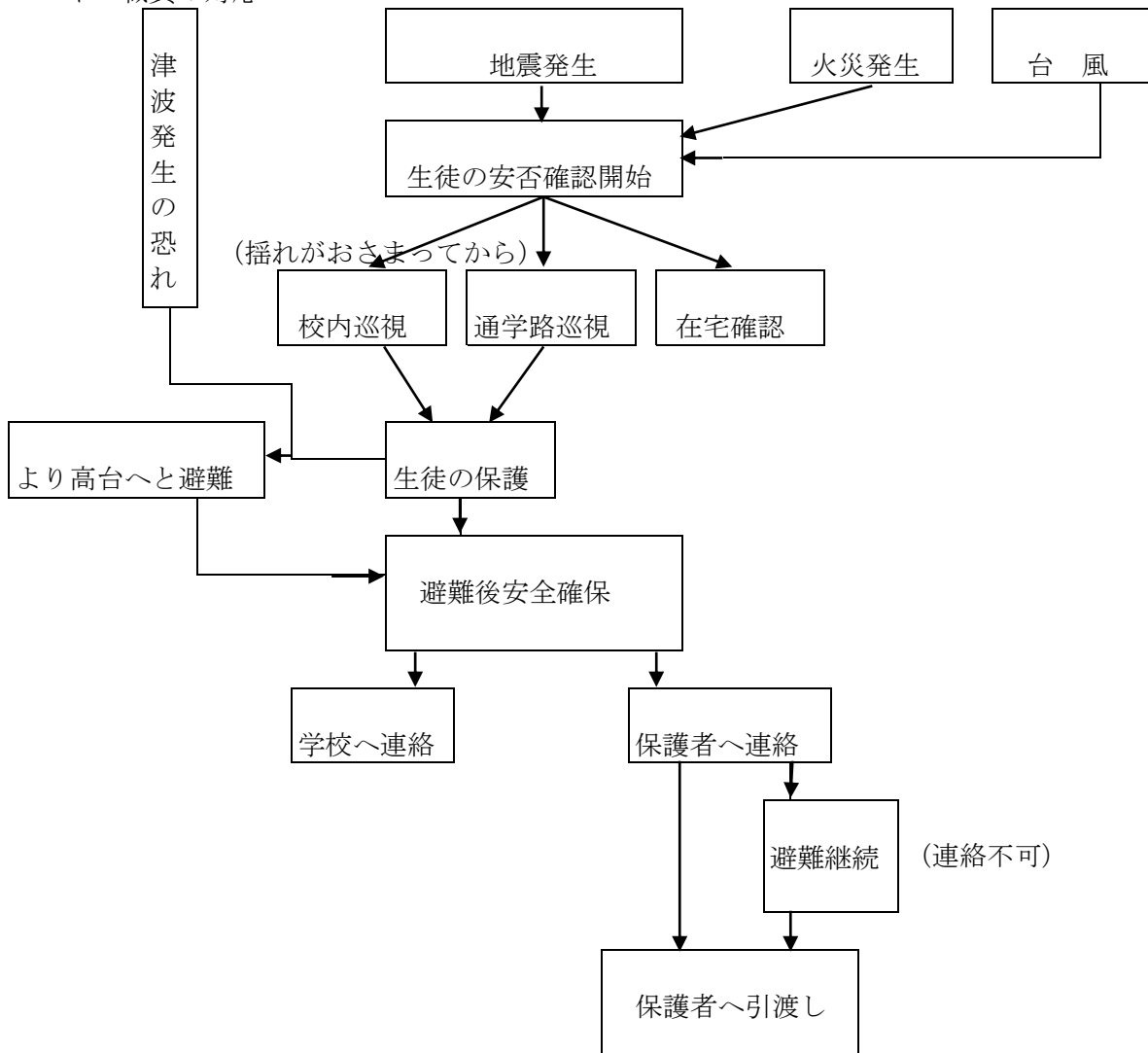
(3) 登下校中における地震・津波への対応

①地震発生時における主なフォロー(登下校中)

ア 生徒の行動



イ 職員の対応



②地震発生時の対応（登下校中）

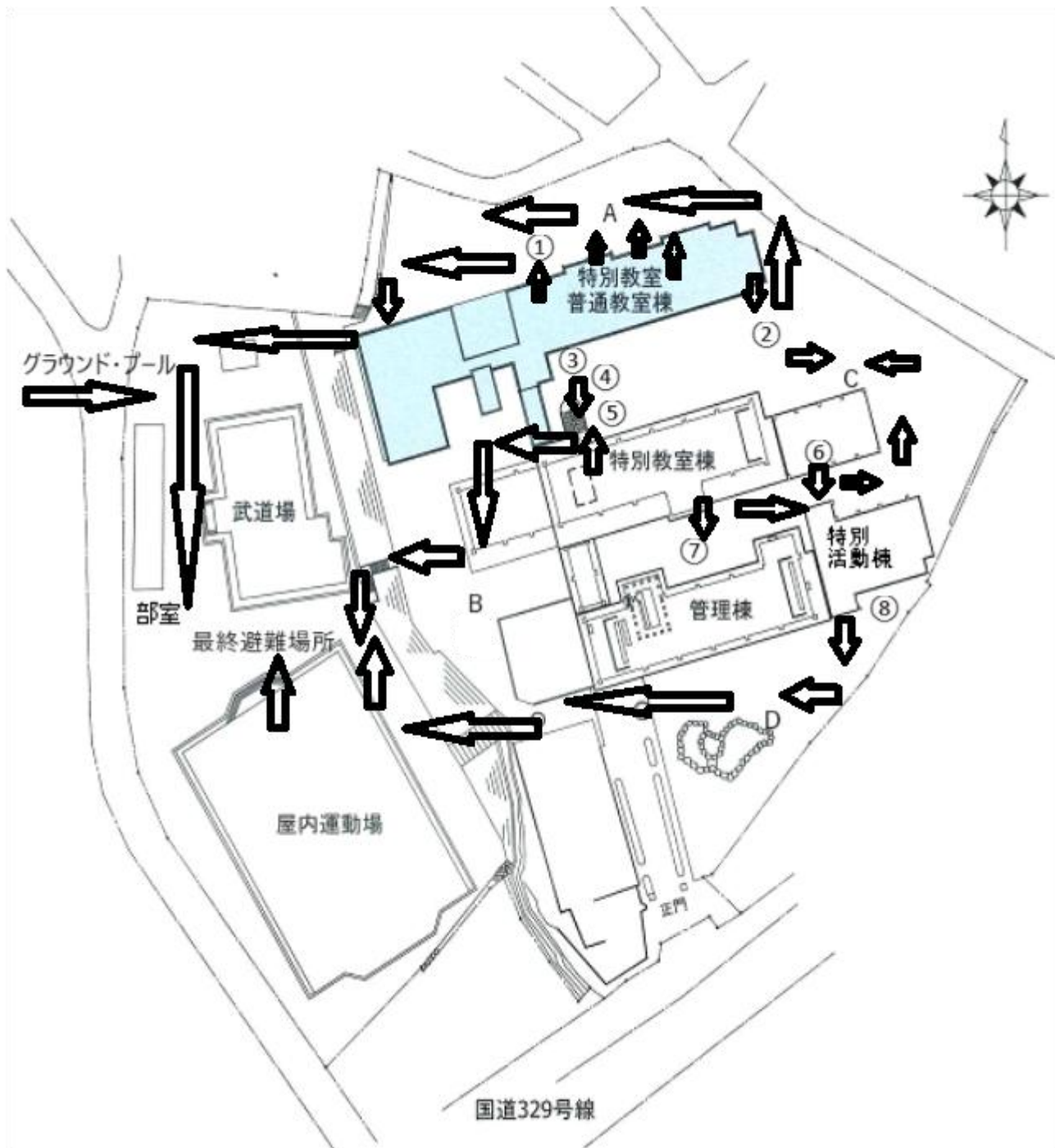
対	応
安否	○できるだけ早く、児童生徒の安否確認を行い、必要に応じて保護者と連絡をとる。
確認	○途中で避難している児童生徒や移動中の児童生徒の安全確保については、保護者と学
・	校が連携してあたる。
行方	○学校に避難してきた児童生徒の安全確保をする。
不明	○ショックを受けている児童生徒に留意し、安心させるとともに勇気づける。
・	○行方不明者の捜索や救出救助をする。
負傷	○負傷者がいる場合、応急処置を行う。
者対	○重症者がいる場合、救急車の手配や医療機関への搬送をする。
応	

※通学路における危険箇所を確認しておき、近くに教職員がいない場合も、以下のような安全確保、避難等の行動をとれるよう、日頃から生徒に指導しておく。

- 近くに危険物がある場合、その場から離れて身を守る。
- 交通機関を利用する児童生徒については、係員の指示に従う。
- 原則として、登下校中に地震が起こった場合、自宅か学校か安全で近い方へ向かう。（遠距離通学の場合、自宅、学校、通学経路上の避難場所の３者のうち安全で近いところに避難する。）
- 帰宅した場合は、できるだけ早く学校へ連絡する。

10. 避難経路図

- | | | |
|---------------------|----|------------------------------------|
| ① 1階教室廊下反対側より一時避難場所 | Aへ | 3年1・2・3組・演習室(1F) |
| ② 普通教室棟東側外階段より | Aへ | 2年1・2組(2F)・1年1・2組(3F) |
| ③ 普通教室棟西側内階段より | Bへ | 化学(1F)・図書館
1年3組・演習室(3F)・音楽室(3F) |
| ④ 特別教室棟西側外階段より | Bへ | 2年3組・演習室(2F)・視聴覚教室・ |
| ⑤ 特別教室棟西側外階段より | Bへ | 情報処理室(3F)・被服室・地学教室・P(2F) |
| ⑥ 特別教室棟東側外階段より | Cへ | 書道・美術(3F)・調理実習室(2F) |
| ⑦ 1階特別教室廊下より | Cへ | 物理・生物(1F) |
| ⑧ 管理棟横東側外階段より | Dへ | 多目的C(2F)・特別活動室(1F) |

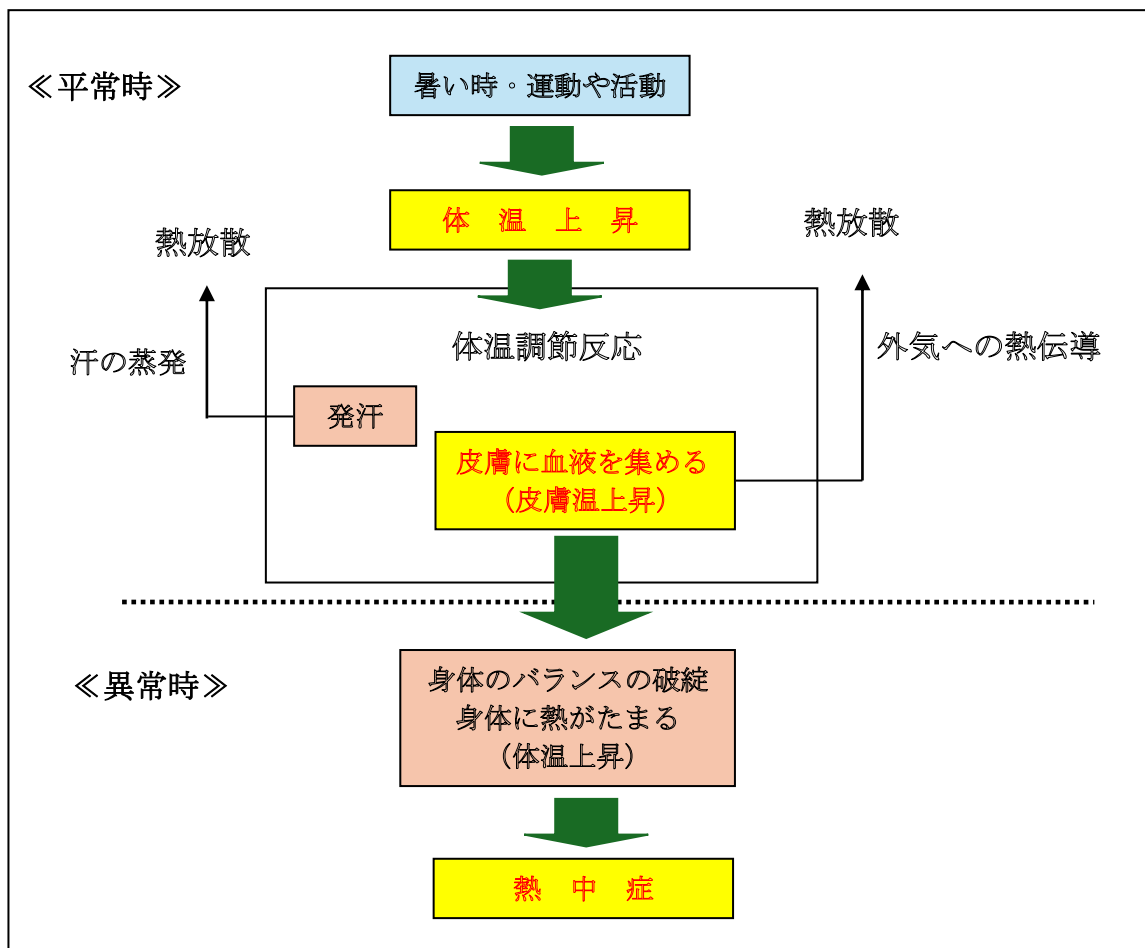


11. 熱中症予防対策

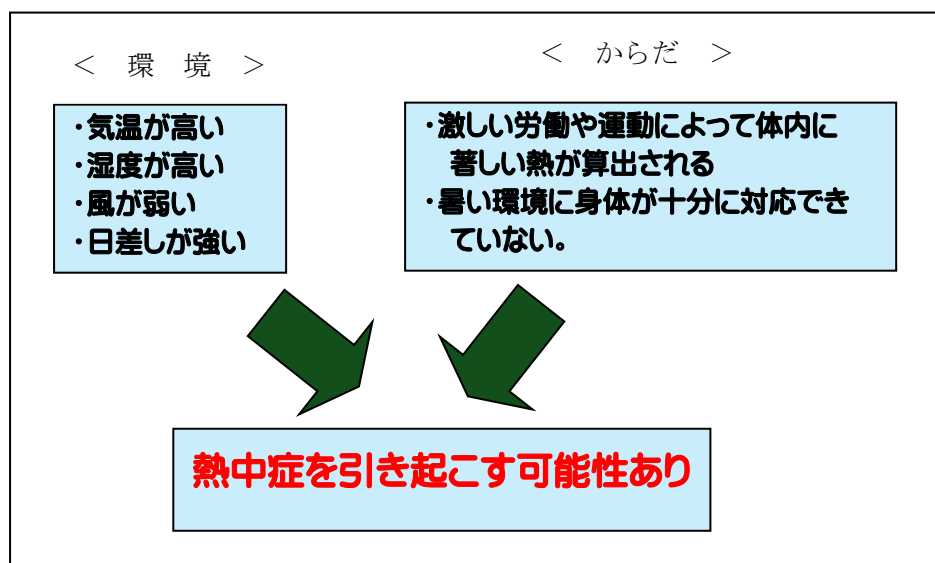
(1) 熱中症とは

高温環境下で、体内の水分や塩分（ナトリウム）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称である。おもな症状は、めまい、頭痛、嘔吐などがある。重度の場合、死に至る可能性のある病態である。予防法を知っていれば防ぐことができ、応急措置を知って入れれば究明できる。

(2) 熱中症の起こり方



(3) 熱中症を引き起こす条件



(4) どのような場所、どのような人がなりやすいのか

高温、多湿、風が弱い、輻射源（熱を発する物）があるなどの環境では、体から外気への熱放散が減少し、汗の蒸発も不十分となり、熱中症が発生しやすくなる。

具体例として、工事現場、運動場、体育館、一般の家庭の風呂場、機密性の高いビルやマンションの最上階等。

【どのような人がなりやすいか】 ・脱水状態にある人 ・高齢者、小児・幼児 ・肥満の人 ・過度の衣服を着ている人 ・普段から運動をしていない人 ・暑さになれていない人 ・病気や体調の悪い人	<table><tr><th data-bbox="691 367 831 398">水分減少率</th><th data-bbox="1031 405 1145 436">主な症状</th></tr><tr><th data-bbox="708 405 954 436">(体内に占める割合)</th><td></td></tr><tr><td data-bbox="783 443 831 474">2 %</td><td data-bbox="1031 443 1166 474">のどの渇き</td></tr><tr><td data-bbox="783 481 831 512">3 %</td><td data-bbox="1031 481 1278 512">強い渇き、ぼんやり</td></tr><tr><td data-bbox="783 560 831 591">4 %</td><td data-bbox="1031 519 1145 551">食欲不振</td></tr><tr><td data-bbox="783 638 831 669">5 %</td><td data-bbox="1031 560 1445 591">皮膚の紅潮、イライラ、体温上昇</td></tr><tr><td data-bbox="754 676 887 707">8 ～ 10 %</td><td data-bbox="1031 598 1369 629">疲労困憊、尿量減少と濃縮</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="1031 636 1254 667">頭痛、熱にうだる</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="1031 674 1225 705">身体動揺、痙攣</td></tr></table>	水分減少率	主な症状	(体内に占める割合)		2 %	のどの渇き	3 %	強い渇き、ぼんやり	4 %	食欲不振	5 %	皮膚の紅潮、イライラ、体温上昇	8 ～ 10 %	疲労困憊、尿量減少と濃縮		頭痛、熱にうだる		身体動揺、痙攣
水分減少率	主な症状																		
(体内に占める割合)																			
2 %	のどの渇き																		
3 %	強い渇き、ぼんやり																		
4 %	食欲不振																		
5 %	皮膚の紅潮、イライラ、体温上昇																		
8 ～ 10 %	疲労困憊、尿量減少と濃縮																		
	頭痛、熱にうだる																		
	身体動揺、痙攣																		

(5) 熱中症と疑われるときには何をすべきか

熱中症と疑われるときには、死に直面した緊急事態であることをまず認識しなければならない。重症の場合は、救急隊を呼ぶことはもとより、現場ですぐに体を冷やし始めることが重要である。したがって、以下のことに留意する。

① 涼しい環境への避難

風通しの良い日陰やできればクーラーが効いている室内などへ避難させる。

② 脱衣と冷却

- ・衣服を脱がせ、体からの熱の放射を助ける。
- ・露出した皮膚に水をかけ、うちわや扇風機などでより体を冷やす。
- ・氷などを頸部、わきの下、大腿の付け根、股関節部にあてて、皮膚の直下を流れている血液を冷やすことも有効である。
- ・深部体温で 40℃を超える全身痙攣（全身をひきつける）、血液凝固障害（血液が固まらない）などの症状も現れる。
- ・体温の冷却はできるだけ早く行う必要がある。重症者を究明できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるのかにかかっている。
- ・救急隊を要請したとしても、救急隊の到着前から冷却を開始することが求められている。

③ 水分・塩分の補給

- ・冷たい飲み物は胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適である。食塩水（1 リットルに 1 ～ 2 g の食塩）も有効である。
- ・応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、水分の経口摂取は可能である。
- ・「呼びかけ刺激に対する反応がおかしい」、「応えない」（意識障害がある）時には、誤って水分が気道に流れ込む可能性がある。また「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の働きが鈍っている証拠である。これあの場合には、経口で水分を入れるのは禁物である。

④ 医療機関へ運ぶ

- ・自力で水分の摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処法である。
- ・実際に、緊急搬送される熱中症の半数以上がⅡ度（頭痛、気分不快、吐き気、嘔吐、虚脱感、倦怠感）やⅢ度（意識障害、痙攣、手足の運動障害）で、医療機関での輸液（静脈注射による水分の投与）や厳

重な管理（血圧や尿量のモニタリング等）が必要となる。

（6）熱中症を防ぐためには

熱中症は生命にかかわる病気ですが、予防法を知っていれば防ぐことができる。熱中症を防ぐためには、日常生活における注意が基本となる。

①日常生活での注意事項

- ・暑さを避ける

日陰を選んで歩く、野外での活動時はテントを張り汗を出す、朝のうちに打ち水をする、ブラインドやすだれを設置する、日傘をさす、帽子をかぶる、扇風機や空調（エアコン）を使う等があげられる。

- ・衣服を工夫する

皮膚表面まで気流が届き、汗を吸って表面から蒸発させることのできるものが理想である。太陽光の下では、輻射熱を吸収して熱くなる黒色系素材は避けた方がよい。また、首まわりをネクタイや襟で締めると、前胸部の熱気や汗が出にくくなり不快感を感じるので、襟元はなるべく緩めておく必要がある。

- ・こまめに水分を補給する

「水分を取りすぎると、汗をかきすぎたりバテてしまうのでよくない」というのは間違った考え方である。体温を下げるためには、汗が皮膚表面で蒸発してから身体から気化熱を奪うことができるよう、しっかりと汗をかくことがとても重要である。汗の原料は、血液中の水分や塩分であるので、体温調節のために備えるには、汗で失った水分や塩分を適切に補給する必要がある。また、人間は、軽い脱水症状のときは、のどの渇きを感じないときがあるので、のどが渇く前あるいは、暑いところに入る前から水分を補給しておくことが大切である。

- ・急に暑くなる日に注意する

熱中症は、例年、梅雨入りまえ5月ころから発生し、梅雨明けの7月下旬から8月上旬に多発する傾向にある。したがって、上手に発汗できるようになるには、暑さへの慣れが必要である。熱い環境での運動や作業を始めてから3～4日経つと、汗に無駄な塩分を出さないようにするホルモンが出て、熱痙攣や塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぐ。このようなことから、急に暑くなった日に屋外で過ごした人や、久ぶりに暑い環境で活動した人は、熱中症になりやすいので暑さには徐々に慣れるように工夫する必要がある。

- ・暑さに備えた身体づくりをする

熱中症は梅雨の合間に突然気温が上がった日や梅雨明けの蒸し暑い日によく起こる。このような時、身体はまだ暑さに慣れていないので熱中症が起こりやすい。暑い日が続くと、身体が次第に暑さに慣れて（暑熱順化）、暑さに強くなる。暑熱順化には、日常運動をすることによっても獲得できる。運動の強さ・時間・頻度や環境条件に影響されるが、暑熱順化は運動開始数日後から起こり、2週間程度で完成するといわれている。そのため、日ごろからウォーキング等で汗をかく習慣を身につけて暑熱順化していれば、夏の暑さにも対抗しやすくなり、熱中症にもかかりにくくなる。

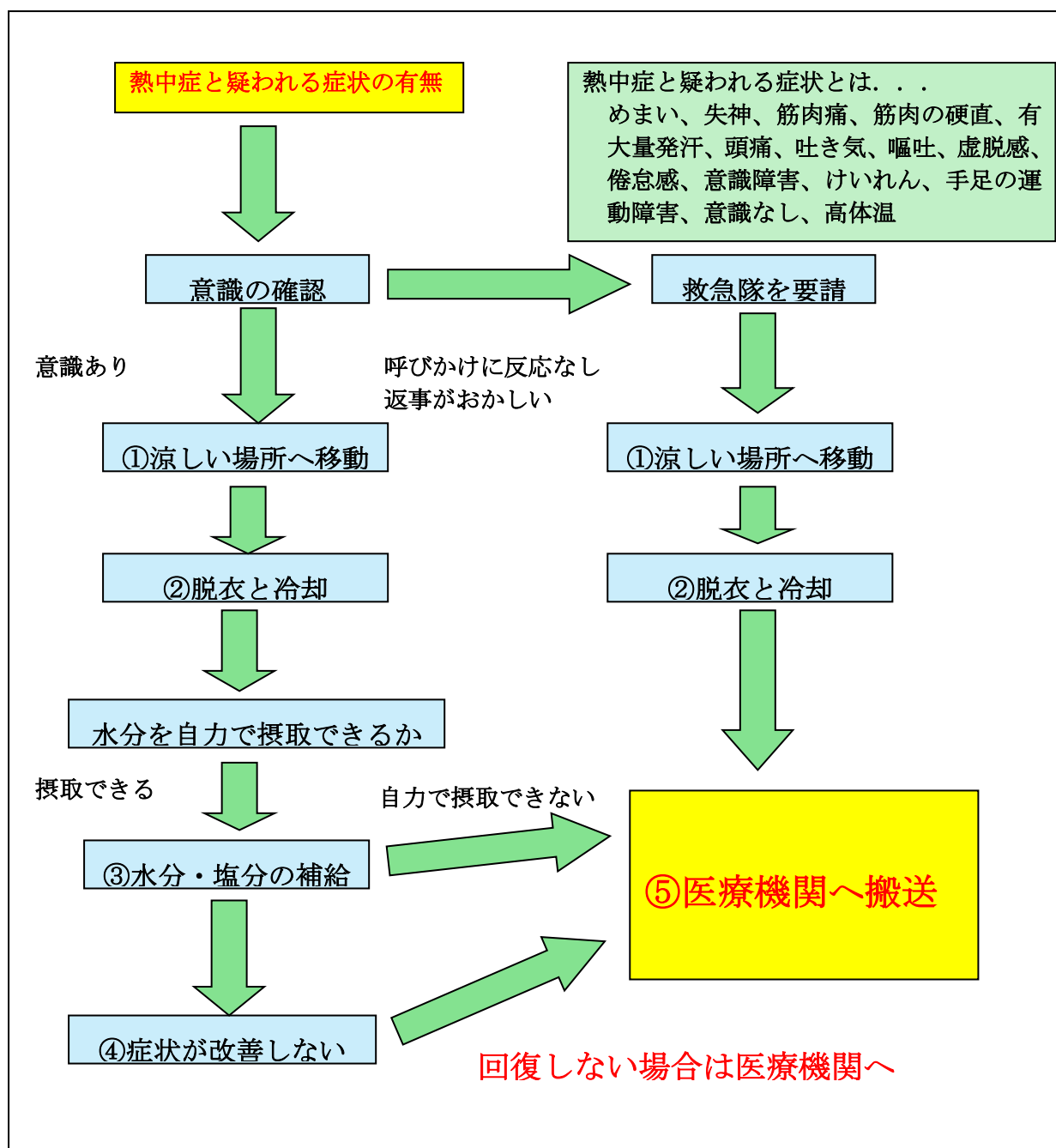
- ・個人の条件を考慮する。

暑さに対して最も重要な働きをする汗は、血液中の水分と塩分から作られる。脱水症状や食事抜きの状態のまま熱い環境に行くのは、絶対に避けなければならない。活動後は、体温を効果的に下げるために、十分な睡眠、涼しい環境でなるべく安静に過ごすことが大切である。風邪などで発熱している人、下痢などで脱水状態の人、肥満の人、小児や高齢者、心肺機能や肝機能が低下している人、自律神経や循環機能に影響を与える薬物を使用している人は、熱中症に陥りやすいので、暑い場所での運動や作業の負荷を軽減する必要がある。

- ・集団活動の場ではお互いに配慮する。

責任の所在を明確にし、監督者を配慮する、休憩場所を確保する、暑さや身体活動の強度にあわせて計画的に休憩を指示する、個人の体調を観察する、体調不良を気軽に相談できる雰囲気をつくる、体

調不良は正直に申告する等があげられる。



②運動時での注意事項

- ・環境条件を把握する。

環境条件の指針は、気温、湿度、輻射熱をあわせた WBGT が望ましいが、気温が比較的低い場合には湿球温度を、気温が比較的高い場合には、乾球温度（気温）を参考に環境条件を把握することも大切である。（右図参照）气象台から発表される「高温注意報」に十分気をつける。

※WBGT（暑さ指数）・・・環境条件として気温、湿度、輻射熱の4要素の組み合わせによる温熱環境を総合的に評価した指標

※湿球温・・・空気と水蒸気の混合した物理的な特徴を示す湿度の一種

※乾球温・・・いわゆる空気の湿度のこと

《熱中症予防のための運動指針》（日本体育協会 1994 より抜粋）

WBGT (℃)	湿球温 (℃)	乾球温 (℃)		
31	27	35	運動は即時中止	特別の場合以外は中止
28	24	31	厳重警戒 激運動中止	激運動・持久力は避け、積極的に休息をとり水分を補給する。体力のない者、暑さに慣れていない者は運動中止。
			警戒 積極的休息	積極的に休息をとり、水分補給、激しい運動では30分おきぐらいに休息
25	21	28	注意 積極的水分補給	死亡事故が発生する可能性あり、熱中症の兆候に注意、運動の合間に水分補給
21	18	24	ほぼ安全 適宜水分補給	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給を行う

- ・状況に応じた水分補給を行う、
日常生活において、最適の水分摂取量を決定する最も良い方法は、運動の前後に体重を測定することである。運動前後で体重が減少した場合、水分喪失による体重減少と考えられるので、同程度の水を飲んで体内の水分量を調節することが必要である。0.1～0.2%程度の食塩水（1リットルの水に1～2グラムの食塩）が適当である。（飲料の場合、ナトリウム量は100mlあたり40～80mgが適当）
- ・暑さに徐々に慣らすこと。
熱中症は、急に暑くなる7月上旬に集中している。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生することもある。身体が暑さになれていないため急に暑くなったときには運動等を軽くして、徐々に慣らしていくことが大切である。
- ・個人の条件や体調を考慮すること
体力のない人、肥満の人、暑さに慣れていない人は熱中症を起こしやすいので、運動等の軽減を考慮した方がよい。特に肥満の人は熱中症を起こしやすいので、注意が必要である。また、下痢、発熱、疲労等、体調の悪いときには熱中症を起こしやすいので無理をしないことが大切である。
- ・服装に気をつけること
服装は軽装とし、吸湿性や通気性の良い素材を着用する。また、直射日光は帽子等で予防する。運動時に使用する保護具などは休憩時には緩めるか、はずすなど熱を逃がすようにする。
- ・具合が悪くなった場合には、早めに措置をとること
暑いときには熱中症が起こりえることを認識し、具合が悪くなった場合には、早めに運動を中止し必要な措置をとる。

12. 新たな危機への対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラートなどにより情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受診した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じてながれるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、スマートフォン等にもエリア・メール、緊急速報メールが配信されます。

（1）学校における臨時休業や授業の開始時間の判断について

- ・早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発車情報が発信された後に、日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合をのぞき、上空通過の情報や、領海外の海域の落下情報が発信された場合は、批判解除を意味しますので、

日常生活に戻って登校を開始することができます。

- ・臨時休業については、学校教育法施行規則第63条にもとづき学校長の判断によることとなりますが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、予め決めておくことが重要です。

□弾道ミサイルに関わる Jアラート対応マニュアル

このマニュアルは、Jアラートによる国民保護情報対象地域に、「沖縄県」が入っているときのものです。

1. 登校前の在宅時にミサイル発射情報（Jアラート発報）があった場合

自宅で待機してください。（窓から離れる。窓のない部屋があればそこへ移動する）

★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。

★スマートフォン等に届く緊急速報やテレビ・ラジオなどの情報をもとに、冷静に判断・行動する。



・「避難指示が解除」されたら、すみやかに登校してください。

★登校時間が通常よりもずれ込む場合は、登校すべき時刻等の情報を学校ホームページ、Teams、スクリレなどで連絡しますので、各自しっかり確認をして安全に気をつけて登校してください。

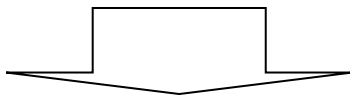
2. 登校中にミサイル発射情報（Jアラート発報）があった場合

・できるだけ頑丈な建物の中に入る。

・建物内に難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、または地面に身を伏せて頭部をまもる。

★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。

★スマートフォン等に届く緊急速報やテレビ・ラジオなどの情報をもとに、冷静に判断・行動する。

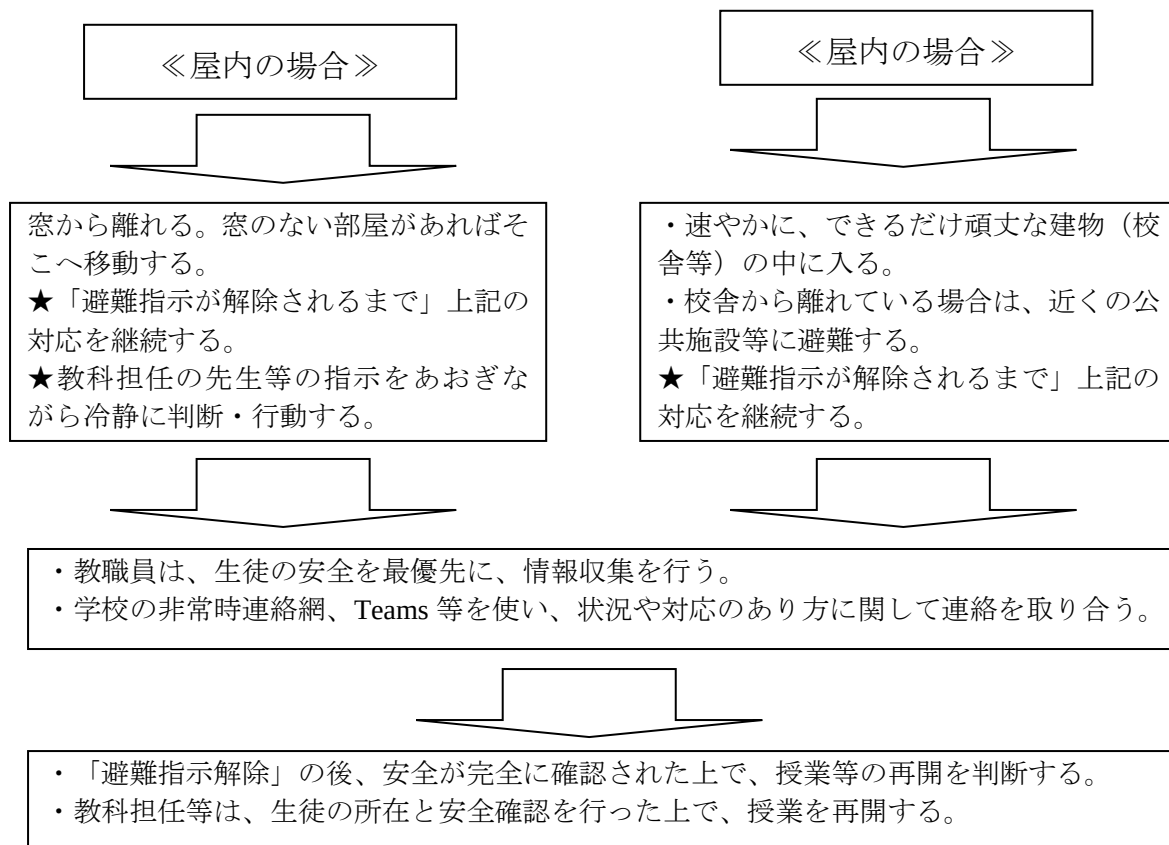


・「避難指示が解除」されたら、すみやかに登校してください。

★登校時間が通常よりもずれ込む場合は、登校すべき時刻等の情報を学校ホームページ、Teams、スクリレなどで連絡しますので、各自しっかり確認をして安全に気をつけて登校してください。



・担任は、生徒の出席状況を確認。（※欠席連絡がない場合等の場合、要家庭連絡）



（２）学校への犯罪予告・テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によって対応は異なりますが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報などがあった場合、生徒などを不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに生徒等の安全確保ができるように備えておくことが重要です。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

1 3. 沖縄県立宜野座高等学校 消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、県立宜野座高等学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、県立宜野座高等学校に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1のとおりとする。

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建物	通路・階段等	1日2回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回		
消防用設備等		1日1回		

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、校長（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。

(職員等の遵守事項)

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 生徒等の手の届く所にマッチ、ライターを置かない。
- イ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 防火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（玩具、いす、自動販売機等）を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、教頭（防火管理者又は防火担当責任者）に報告する。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために(宜野座ビル管理有限会社に委託して)次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点 検 実 施 月 日		
	機器点検		総合点検
消 火 器	2 月 日	月 日	8 月 日
屋内消火栓設備	2 月 日	月 日	8 月 日
自動火災報知設備	2 月 日	月 日	8 月 日
誘 導 灯	2 月 日	月 日	8 月 日
(非常)放送設備	2 月 日	月 日	8 月 日
避 難 器 具	2 月 日	月 日	8 月 日

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、校長(管理権原者)に報告し、改修を図らなければならない。

3 消防用設備等の法定点検の結果は、1年(3年)に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置き、その自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

係 名	場 所	係 職 員 名	職 務 内 容
本部 指揮通報	職員室または 校長の指示 する場所	学校長(最高責任者) 教頭(防災責任者) 事務長、教務主任	・総括 ・各係との連絡調整 ・消防隊の誘導案内 ・火災通報(消防・警察署)
避難誘導	運動場	◎教務主任 各クラス正副HR、HR担任 授業担当(授業の場合)	・緊急避難の計画及び誘導 ・安全避難、本部への連絡 ・避難器具の管理・操作
書類及び 物品の搬 出	災害現場 から 安全な場所 へ	◎事務長・教頭 ○事務1 事務2	・非常持ち出し物の搬出 ・重要書類の搬出・管理 ・搬出書類・物品の管理点検
消 火	火災現場	※火災現場にいる職員は、 初期消火に協力	・消火訓練の計画及び実施 ・初期消火活動 ・延焼防止、電源の切断 ・給水補給活動 ・消防隊への協力
救 護	保健室又は 運動場	◎養護教諭 その他職員	・負傷者の応急看護処置 ・医療機関への連絡
施設の 整備と点検	各施設	◎事務長 ○各施設の火気取締責任者	・火気利用施設の管理点検 ・電源施設の管理点検・可燃物の管理、処 理 ・危険物、可燃物の管理 点検 ・消火施設・設備の管理点検

※◎は班長、○は班長補佐

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

ア ロッカー等の転倒防止措置を行う。

イ 窓ガラス、照明器具等の落下、飛散防止措置を行う。

ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。

- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。
- キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
飲料水（１人１日あたり３ℓ）	３５．５ｍ ^３	屋上タンク
非常用食料（缶詰、乾パン等）	なし	保健室・職員室
応急手当セット（三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等）	１５	事務室・各準備室
懐中電灯	１５	事務室・職員室
携帯用ラジオ	７	

保 管 品 目	数 量	保 管 場 所
スコップ	１０	用具室
つるはし	２	
ハンマー	１	
金てこ、鉄パイプ	２	
ロープ	１０	

(2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当者は、火災等第二次災害の発生を防ぐために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動 震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

- ア 情報収集・伝達 通報連絡班は、次のことを行う。
 - (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - (イ) 必要な情報を職員に知らせる。
- イ 警戒巡視 消火班は、次のことを行う。
 - (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
 - (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
 - (ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。
- ウ 避難誘導 避難誘導班は、生徒等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。
 - (ア) 生徒等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
 - (イ) 生徒等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な措置を行う。
 - (ウ) 生徒等を広域避難場所（宜野座高等学校運動場）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。
 - (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(教育訓練)

第9条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対 象 者	実施時期	実施回数	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新 入 職 員	採 用 時	採用時1回	○		
職 員	<u> 6 </u> 月、 <u> 12 </u> 月	年 2 回	○		
	朝 礼 時	必要の都度		○	○
備 考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防止職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓 練 種 別	実 施 時 期	訓 練 種 別	実 施 時 期
消 火 訓 練	<u> 1 2 </u> 月	震 災 訓 練	<u> 1 2 </u> 月
避 難 訓 練	<u> 1 2 </u> 月		
通 報 訓 練	<u> 1 2 </u> 月	総 合 訓 練	<u> 1 2 </u> 月

4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合はあらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により、また、その実施結果については「消防訓練実施結果報告書」により、それぞれ消防署長に報告する。

(消防機関への報告、連絡)

第10条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導等の要請
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、平成23年 4月 1日から施行する

1 4. 防災計画

〔1〕防災の目的と対策要領

イ、防火方針

学校内において火災を起こらないように、防火に対する職員生徒の防火意識を高めると同時に、万一火災が発生した場合は速やかに臨機応変の措置が行えるようにする。

- ① 日頃から火気の後始末には特に厳重に注意を払う。
- ② 学校における最重要物品（生徒指導要録、卒業台帳、その他の台帳、書類等）は常に整理整頓し万一に備える。

ロ、防火対策要項

- ① 各室の火気取締責任者を明確にし、職員生徒に周知徹底するとともに、日頃から防火に留意し、万一の際には臨機応変の措置がとれるようにする。
- ② 防火施設、設備を充実させ、使用方法の熟知をはかる。
- ③ 重要物品を明示し、非常持ち出し可能な状態に整理整頓する。
- ④ 特に火気を使用する教室、部屋はその取締りを厳重にして帰宅する。
- ⑤ 消防隊、警察の協力を得て、消火・避難訓練を実施する。

ハ、消火、避難の実施要項

- ① 火災発生時には職員は速やかに分担任務につく。
- ② 火災発生現場に居合わせた職員・生徒は直ちに本部に通報し、初期消火につとめる。
- ③ 生徒の避難場所は通常運動場とし、ホームルーム担任が生徒を掌握する。
- ④ 授業時の生徒の誘導はその時授業を担当している職員があたる。

〔2〕防災対策

（1）防災組織

係 名	場 所	係 職 員 名	職 務 内 容
本部 指揮通報	職員室または 校長の指示する 場所	校長（最高責任者） 教頭（防災責任者） 事務長、教務主任	・総括・各係との連絡調整 ・消防隊の誘導案内 ・火災通報（消防・警察署）
避難誘導	運動場	◎体育世話係 各クラス正副 HR 担任 授業担当	・緊急避難の計画及び誘導 ・安全避難、本部への連絡 ・避難器具の管理・操作
書類及び 物品の搬出	災害現場から 安全な場所へ	◎事務長・教頭 ○校長 事務員（2名）	・非常持ち出し物の搬出 ・重要書類の搬出・管理 ・搬出書類・物品の管理点検
消火	火災現場	※火災現場にいる職員 は初期消火に協力	・消火訓練の計画及び実施 ・初期消火活動 ・延焼防止、電源の切断 ・給水補給活動 ・消防隊への協力
救護	保健室又は 運動場	◎養護教諭 その他職員	・負傷者の応急看護処置 ・医療機関への連絡
施設の整備 と点検	各施設	◎事務長 ○各施設の火気取締責 任者	・火気利用施設の管理点検 ・電源施設の管理点検 ・可燃物の管理、処理 ・危険物、可燃物の管理 点検 ・消火施設・設備の管理点検

（2）通報

- ア 火災発生現場に居合わせた職員、生徒は直ちに最寄りの火災報知器のベルで通報する。
- イ 職員は、火災の状況を確認次第、必要に応じて速やかに消防署に通報する。

（3）避難及び各分担活動

- ア 火災発生現場に居合わせた職員は初期消火活動に当たる。
- イ 授業時における生徒の避難誘導は、授業担当者が当たり、避難場所まで誘導した後、生徒の人員確認を行い、その状況を速やかに本部に報告する。
- ウ 各係職員は速やかに各自の分担任務に当たる。

[3] 火気取締責任者

館・棟	階	教室	消火器 の有無	職員名	館・棟	階	教室	消火器 の有無	職員名
A(普通)	1	3年1組	有・栓	前泊 聖子	B(特別)	1	多目的 AB	有・栓	北城 さゆり
A(普通)	1	3年2組	無	山城 理哲	B(特別)	1	倉 庫	用務倉庫	山城 浩平
A(普通)	1	3年3組	無	ヴェッセルズ科子	B(特別)	2	多目的 C	有・栓	喜友名 秀美
A(普通)	1	演習室1	有	前泊 聖子					
A(特別)	1	化学教室	有・栓	大 城 尚 史	C(管理)	1	生徒相談室	有	新 垣 勤 子
A(普通)	1	図書館	有	与那嶺 和也	C(管理)	1	事務室	無・栓	富 永 敏 嗣
A(普通)	2	2年1組	有・栓	宮里 隼人	C(管理)	1	保健室	有	和宇慶 愛 理
A(普通)	2	2年2組	無	仲田 瞳	C(管理)	1	印刷製本室	有	富 永 敏 嗣
A(普通)	2	2年3組	無	上原 結子	C(管理)	1	校長室	無	山 田 義 二
A(普通)	2	演習室2	有・栓	上原 結子	C(管理)	1	面会室	有	新 垣 勤 子
A(普通)	2	生徒会室	栓	藏根 沢子	C(管理)	2	職員室	無	比嘉 啓信
A(普通)	2	視聴覚室	有	藏根 沢子	C(管理)	2	進路指導室	有	上 地 健 治
A(普通)	3	1年1組	有・栓	西里 拓朗	C(管理)	2	生徒指導室	有	宮 城 岳 幸
A(普通)	3	1年2組	無	下地 貴子	C(管理)	2	休憩室男	無	比嘉 啓信
A(普通)	3	1年3組	無	與古田 彩加	C(管理)	2	休憩室女	無	國 吉 敦 子
A(普通)	3	演習室3	有・栓	與古田 彩加	C(管理)	R	変電設備	有	國 吉 敦 子
A(普通)	3	音楽室	有	與古田 彩加					
					体育館	1	教官室	有	當 銘 葵
B(特別)	1	理科準備室	有	工 藤 美 鈴	体育館	1	更衣室男	無	當 銘 葵
B(特別)	1	物理教室	有・栓	宮 里 隼 人	体育館	1	更衣室女	無	仲田 瞳
B(特別)	1	生物教室	栓	工 藤 美 鈴	体育館	1	器具室	有	山城 理哲
B(特別)	2	地域連携	無	高 山 一 夫	体育館	1	ステージ	有・栓	山城 理哲
B(特別)	2	地学準備室	無	高 山 一 夫	体育館	1	アリーナ	有・栓	仲田 瞳
B(特別)	2	地学教室	有・栓	高 山 一 夫					
B(特別)	2	調理実習室	有	上 原 結 子	武道場	1	翔陽館	有	當 銘 葵
B(特別)	2	家庭準備室	有・栓	西里 真友美	部室	1	部 室	無	當 銘 葵
B(特別)	2	被服教室	有・栓	上 原 結 子	プール	1	更衣室	無	當 銘 葵
B(特別)	3	書道教室	有・栓	伊野波 大樹					
B(特別)	3	情報処理室	有	伊野波 大樹	寮	1	寮 室	有	奥 間 真 仁
B(特別)	3	美術教室	無	伊野波 大樹	寮	1	炊事室	有	奥 間 真 仁

15. 事件・事故など緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制

緊急通報の要点	
①学校名	沖縄県立宜野座高等学校
②住所	宜野座村字宜野座 1 番地
③電話番号	(098) - 937 - 8311
④連絡者氏名	〇〇〇 〇〇
⑤概要説明	「いつ」 「どこで」 「何があった」 「どうなっている」 被害の状況

機 関 名	電 話 番 号
警察署 (110番)	
宜野座駐在所	(098) - 968 - 8502
金武交番	(098) - 968 - 2105
消防署 (119番)	
宜野座消防	(098) - 968 - 8315
金武消防	(098) - 968 - 2440
漠那病院	(098) - 968 - 3661
県立北部病院	(0980) - 52 - 2719
北部医師会病院	(0980) - 52 - 1111
学校医 (松岡政紀)	(098) - 968 - 3661
学校薬剤師 (比嘉智子)	(098) - 968 - 2256

氏 名	電 話 番 号
校 長 山田 義二	090 - 1945 - 2458
教 頭 比嘉 啓信	090 - 3073 - 0847
事務長 國吉 篤子	090 - 7586 - 6018
P T A会長 小谷 由貴	090 - 1948 - 3813
宜野座村教育委員会 (学校教育課)	(098) - 968 - 8522
金武町教育委員会 (学校教育課)	(098) - 968 - 2991

宜野座村	漠那区事務所	098-968-2552	宜野座区事務所	098-968-8513
	惣慶区事務所	098-968-8555	松田区事務所	098-968-8548
	福山区事務所	098-968-8551	城原区事務所	098-968-2553

金武町	金武区事務所	098-968-2108	並里区事務所	098-968-2102
	中川区事務所	098-968-2407	屋嘉区事務所	098-964-2040
	伊芸地区公民館	098-968-2147		

名護市久辺地区	辺野古区事務所	0980-55-2121	豊原区事務所	0980-55-2106
	久志区公民館	0980-55-2117		